CRPD/C/AUS/QPR/2-3

オーストラリアの第2，3回合同定期報告の

提出前の質問事項（JD仮訳）

2017年9月21日

障害者権利委員会

A.目的および一般的義務（第1〜4条）

1.　条約に基づくすべての権利の国内法への取り入れ、ならびに第12条、第17条および第18条に関する締約国の解釈宣言の撤回に関してなされた進展を示してください。

2.　 特に国家障害者擁護プログラム（National Disability Advocacy Program）への資金提供の中止が目前に迫っていることを考慮して、締約国が、障害のある人と彼らの代表組織を通じて協力して、条約のすべての権利を享受することを促進、保護および確保するための行動の開発、実施および監視において、障害のある人の完全かつ効果的な参加を確保するためのメカニズムを確立したか、明確にしてください。

3.　締約国が条約の実施のための国家障害戦略（2010-2020）およびその他の措置の下で、国、州および準州レベルでの行動をどのように調整し促進しているか、この戦略に割り当てられた資源の量、実施に責任を負うメカニズム、達成された成果、およびその影響を評価および監視するためのプロセスを含めて情報提供してください。

4.　以下についての情報を提供してください。

（a）国家障害保険制度（NDIS）の下での支援のための評価基準、およびNDISの利用と利用結果がすべての受給資格のある人にどのように等しく確保されているか。

（b）NDISの下で個別の支援パッケージの対象とならない障害のある人が不利な立場に置かれたり、コミュニティに完全かつ平等に参加できないことがないようにするための措置。

（c）NDISの監視と評価がその全国展開にどう組み込まれているか、そしてその監視と評価の活動において、NDISの改善のために障害のある人とその代表組織が継続的に情報提供する機会を設けているかどうか。

B.具体的権利（5〜30条）

平等及び無差別（第5条）

5.　交差的差別（intersectional discrimination 特に人種および障害に基づく交差的差別）に対処し、すべての障害のある人が障害を理由とする差別から保護されることを保証するためにとられる措置（法的改革および救済メカニズムの確立を含む）に関する情報を提供してください。

障害のある女子(第6条)

6.　ジェンダーに基づく暴力の防止に関する公的プログラムと政策、特に女性とその子供に対する暴力を減らすための国家計画（2010-2022）が、どのように障害のある女性および女児へのあらゆる形態の暴力を認識し対処しているかについての情報を提供してください。とくに施設や住居の場について、また性と生殖の健康に関する権利について。また、暴力や性的虐待を経験しているか、またはその危険にさらされている障害のある女性に対して割り当てられた資源と支援およびサービスを改善するために取られた措置についての情報も提供してください。

障害のある児童（第7条)

7.　以下についての情報を提供してください。

（a）条約を、子供および若者全般に適用される法律、政策、プログラム、サービス基準、業務手順、および法令遵守体制に組み込むことによって、障害のある子供の権利を促進し保護するための努力。

（b）障害のある子供が、自分に関するすべての事項について意見を表明する権利を確保するための方針およびプログラム。

（c）子供の保護と自宅外ケアに関するデータが体系的に収集され、年齢、性別、障害、地域および民族別に分類されているかどうか。

（d）法令による里親審査を通じて、虐待の可能性がある里親への障害児の委託を防ぐ努力。

（e）施設内に居住している障害児、および施設に収容されるリスクがある子供たちを保護するための対策。

意識の向上（第８条）

8.　以下についての情報を提供してください。

（a）障害のある人の権利と尊厳、彼らの能力および社会への貢献について、社会の意識を定期的に高めるためにとられた公衆の意識向上キャンペーンおよび戦略を含む措置。

（b）これらの戦略が人権に基づく障害への取り組みに根ざしており、条約に沿って障害のある人の前向きなイメージを促進し、アクセス可能な様式と言語で実施されている程度。

（c）障害のある人およびその代表組織が、意識向上キャンペーンおよび戦略の設計、実施、監視および評価に関与している程度。

施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）

9.　締約国全体における障害基準および要件の遵守の実施、遵守の状況の監視および不遵守の場合の制裁を確実にするために実施されている手段およびメカニズムを示してください。特に国家障害者サービス基準（2013）、アクセス可能な公共交通機関の障害基準（2002年）および障害基準（施設と建物へのアクセス）（2010年）について。

10.　締約国が、一般に開放されまたは利用されるすべての施設やサービスに障害のある人が、他の人と同等にアクセスできるようにするための包括的で調整された立法および政策があるか、情報を提供してください。手話通訳、点字のサイン、拡大・代替コミュニケーションおよびその他のアクセス可能な手段、モード、様式の通信（分かりやすい版など）の使用によるものを含みます。

11.　利用しやすい住宅の適切な供給を確保するための努力についての情報、およびユニバーサル住宅設計の2020年目標が達成されているかどうかについての情報を提供してください。

危険な状況及び人道上の緊急事態(第11条)

12.　 災害リスクの軽減に関する仙台枠組（2015年に仙台市で開かれた第３回国連防災世界会議で採択された成果文書）に沿って、国、州、準州レベルでの災害リスク軽減計画と戦略が、あらゆるリスクの状況における障害のある人のアクセシビリティと参加を明確に可能とするためにとられた措置についての情報を提供してください。

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

13.　以下についての情報を提供してください。

（a）オーストラリア法改正委員会の2014年の報告書「連邦法における平等、能力および障害」で推奨されているように、全国的に一貫した支援つき意思決定の枠組みを実施するための工程表。

（b）障害のある人およびその代表する団体との協議・協力の上で行われる、連邦、州および準州のすべてのレベルの、公務員、裁判官、弁護士、警察官およびソーシャルワーカーなどすべての関係者に対する、生活のあらゆる面で他者と平等に障害のある人の法的能力を認めることに関する教育、また、法的能力の行使における支援された意思決定の仕組みの優位性に関する教育の提供。

司法手続の利用の機会（第13条）

14.　刑事司法制度における年齢、性別、障害、地域別および民族別に分類された障害のある人の数に関するデータを提供してください。

15.　以下についての情報を提供してください。

（a）警察官、刑務所職員、弁護士、司法および裁判所職員のための訓練プログラムに、障害のある人との協力に関する標準的および義務的な基本項目の組み込み状況。

（b）法的にも実際にも、障害のある人の司法へのアクセスを高めるために取られている措置。より具体的には、法的代弁、助言および支援などによるものを含め、すべての訴訟手続きにおいて、他の人に対するものと同じ実質的および手続き的保証を確保する措置。

（c）国、州および準州レベルでの、さまざまな種類の障害を持つ人、特にろう者が陪審員としての役割を確実に果たすことができるようにするために、陪審員の構成の規則を条約と調和させる措置、および、障害のある人の司法へのアクセスを向上させるために、障害のある人が司法制度で活動することを促進し、支援し、エンパワーする取り組み。

（d）障害のある人、特に心理社会的障害者および知的障害者が、彼らが拘束されたり刑事責任を課されたときに異議を唱える場合、そこに実効的に参加できることを促進するために設けられている支援および配慮制度。

（e）刑事司法制度における障害のある人の不釣り合いに高い出現率（受刑者中の障害のある人の割合が高いことなど）に関する調査の結果。

身体の自由及び安全（第14条）

16.　 以下のことを認めている、条約に沿っていないすべての法律の廃止、および政策および慣行の撤回に関する最新情報を提供してください。

（a）アボリジニおよびトーレス海峡島民の障害のある人を中心に、裁判に適さないと判断され、有罪判決を受けずに拘留されたままの障害のある人の無期限の拘留。

（b）心理社会的障害または知的障害を含む障害を理由とした自由の剥奪、および推定または診断された障害に関連した強制的な留置。

（c）強制されない事前の充分な説明に対する同意なしで行われる，障害のある人への医療介入、精神保健施設での拘禁、または施設内またはコミュニティ治療命令（Community Treatment Orders）による地域社会での強制治療の強要。

17.　上院コミュニティ問題参照委員会（the Senate Community Affairs References Committee）の2016年報告書「オーストラリアにおける認知機能障害および精神障害のある人々の無期限の拘束」の勧告を実行するためにとられた措置に関する情報を提供してください。

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

（第15条）

18.　講じられた次の措置に関する情報を提供してください。

（a）学校、精神保健施設および病院を含む様々な環境における、障害のある人、特に知的障害または心理社会的障害のある人、障害のある先住民族に対する、薬物的、機械的および身体的な拘束や隔離などの法律に基づかない行動修正または制限的慣行の廃止。

（b）心理社会的障害を含む障害のある人が侵襲的な医学的介入を受けないよう、精神保健施設、特別学校、病院、障害者司法センターおよび刑務所など、障害のある人が自由を奪われる可能性のある場所を監視するための、独立した国家予防メカニズムの確立。

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

19.　以下についての情報を提供してください。

（a）上院コミュニティ問題参照委員会の2016年の報告書「施設内および居住の場における障害のある人に対する暴力、虐待および放置」、特に障害のある人への暴力、虐待および放置に関する王立委員会の設置（勧告1）を実施するための措置。

（b）すべての状況において、知的障害のある人および障害のある女性に特に注意を払いながら、国家障害保険制度の質と保護措置の枠組みでカバーされている障害のある人だけではなくすべての障害のある人のための、アクセス可能な監視、苦情および救済のメカニズムの確立を含む、搾取、暴力および虐待からの自由を確保するための措置。

（c）施設内での暴力や虐待にさらされた、障害のある人、特に知的障害または心理社会的障害のある人に適切なカウンセリングを提供するためにとられた措置。

個人をそのままの状態で保護すること(第17条)

20.　強制されない事前のインフォームド・コンセントがない場合に以下のことを禁止する、国、州および準州レベルの法的枠組みを調和させるために講じられた措置に関する情報を提供してください。

（a）障害のある子どもと大人の不妊措置。

（b）個人の性と生殖に関する健康、そして性の特徴の多様性を持って生まれた人々に特に注意を払った上での、不必要な医学的介入の実施。

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）

21.　 オーストラリアビザの発行も含めて、移民や避難所に関連する制度や手続きにおける障害のある人の平等な扱いを保証するために取られた措置についての情報を提供してください。また、移民規則（1994年）の健康要件を改正し、移民法、政策および実務のあらゆる面において、障害者差別法（1992年）の適用を確実にするためにとられた措置についての情報も提供してください。

自立した生活及び地域社会への包容(第19条)

22.　以下の情報を提供してください。

（a）居住施設の閉鎖のための国内枠組み、このプロセスの完了までの予測される時間枠、および障害のある人が自立して生活し地域社会に参加することを可能にする適切でアクセス可能な住宅および支援サービスに割り当てられる資源に関する情報。

（b）障害のある人がどこで、誰と一緒に住みたいかについて自由に選択でき、居住地に関係なく必要な支援を受ける資格があることを保証するために取られた措置の詳細。

（c）締約国によるさまざまな措置の結果として、自立して生活している障害のある人の数に関する最新のデータ。

（d）年齢、性別、障害、地域および民族別に分類された、あらゆる形態の居住センターおよび施設居住センターに住んでいる障害のある人の数に関する最新データ。

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会(第21条)

23.　次の点の進展状況を記入してください。

（a）オーストラリア手話を国語として法的に承認すること。

（b）障害のある人が自分の要求や好みに従って情報にアクセスできるようにするため、テレビ番組、ウェブサイト、アプリケーション、タッチパネル、その他のデジタル製品およびサービスを含め、点字、分かりやすい版、音声説明および字幕など、アクセス可能なモード、手段および形式のコミュニケーションの開発、促進および使用のための資金の増加。

（c）法律、政策、制度および義務の変更に関する情報の、分かりやすい版を含めたアクセスしやすい形式での提供。

教育（第24条）

24.　分離教育とインクルーシブ教育の両方で、障害のある生徒の年齢別、男女別、障害別、地域別、民族別に分類された、参加、修了率、留年、拘束措置および隔離に関する、最新のデータを提供してください。

25.　次について講じた措置を詳しく教えてください。

（a）上院教育雇用委員会の2016年報告書「真の学習へのアクセス：障害のある学生に対する政策、予算および文化の影響」の勧告の実施について。

（b）現在のインクルーシブ教育政策の有効性、および各州および準州において障害者教育基準（2005）が実施されている程度についての調査を実施することについて。

（c）インクルーシブで質の高い教育のための合理的配慮を確実に提供するために資金を増額する点。

（d）すべての障害のある人、特にろう者および知的障害者のための高等教育施設および講座のアクセシビリティを向上させる点。

26.　 隔離された教育環境からインクルーシブな教育環境への資金の移転を求めている、インクルーシブ教育に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）に照らしつつ、締約国の新教育基金モデルが条約第24条の漸進的実施をどのように支援するのかを説明してください。

健康（第25条）

27.　以下を確実にするために講じられた措置に関する情報を提供してください。

（a）すべての障害のある人、特にNDIS（国家障害保険制度、National Disability Insurance Scheme）の適用範囲から除外されている者、農村地域に居住する者、および投獄されている者が、私的および公共の場において、支援機器を含め、そして、性と生殖の医療、精神医療および心理社会的支援の分野を含め、手頃な価格でアクセス可能な質の高い文化的に配慮された医療サービスを受けることができる。

（b）障害への人権に基づくアプローチおよび障害のある人の尊厳、自律性および要求の尊重が、地域の医療従事者を含むすべての医療および保健専門家の訓練カリキュラムに含まれ、また締約国全体の公的および民間の医療ケアの倫理基準に含まれている。

ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）

28.　障害のある人のためのハビリテーションおよびリハビリテーションサービスが人権に基づくアプローチに基づいていることを確実にするために取られた措置についての情報を、サービスが次のことを確保していることを含めて、提供してください。

（a）障害のある人が最大限の自立、完全な身体的、精神的、社会的および職業的能力、ならびに生活のあらゆる面での完全なインクルージョンおよび参加を達成し維持することを可能にするように設計され、実施されている。

（b）自由な、事前の、インフォームド・コンセントに基づいて障害のある人に提供されている。

労働及び雇用(第27条)

29.　新たな障害者雇用枠組が、次の点で、委員会のこれまでの勧告（CRPD/C/AUS/CO/1、段落50参照）をどのように考慮に入れたかについての情報を提供してください。

（a）ビジネスサービス賃金評価ツール（Business Services Wage Assessment Tool）の使用を中止する。

（b）支援付き雇用のもとで働く人の賃金の正しい評価を確保するために支援賃金システム（Supported Wage System）の修正を確実に行う。

（c）障害のある女性の雇用参加を増やすために、彼女らの労働への参加に対する具体的で根本的な構造的障壁に対処する。

30.　障害のある人に対する雇用差別を減らすために、オーストラリア人権委員会の2016年の報告書「仕事への意欲」の勧告を実施するためにとられた措置についての情報を提供してください。

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

31.　女性、子供、障害のあるアボリジニおよびトーレス海峡島民、そして知的障害者および心理社会的障害者に特に注意を払いながら、貧困およびホームレスの減少戦略において、障害のある人に対する具体的な対策がどのように組み込まれているかに関する情報を提供してください。

政治的および公的活動への参加（第29条）

32.　以下を実施するためにとられたすべての措置を説明してください。

（a）障害のある人、特に知的障害または心理社会的障害のある人の、投票し選択する能力の推定を取り消す。

（b）選挙の投票および立候補のあらゆる側面を含め、連邦、州、準州および地方自治体レベルでの公的な問題についての意思決定プロセスへの障害のある人の意義ある参加を促進するために、このプロセスをアクセス可能でインクルーシブなものとし、その情報をアクセス可能な形式で利用可能なものとする。

統計及び資料の収集（第31条）

33.　以下の情報を提供してください。

（a）条約に基づくすべての義務に関する分類されたデータを収集するための、連邦、州および準州レベルのすべての事業体間での体系的な収集、報告および調整を増進するための努力。

（b）条約の下での権利を実現するための政策の策定と実施を目的に、締約国の障害のある少女および女性の状況に関して特に行われた評価の成果。

国際協力（第32条）

34.　条約の効果的な実施と持続可能な開発のための2030年アジェンダの実施との関連を考慮しつつ、締約国の国際開発プログラムと政策のあらゆる側面において、障害インクルーシブな開発を強化する戦略である「すべての人の開発（2015-2020）」のもたらす影響を説明してください。

国内における実施及び監視（第33条）

35.　条約の実施を促進、保護及び監視するための1つ以上の独立したメカニズムを含む監視枠組みの設立及び機能を確実にするためにとられた措置、およびどの程度人権の保護と促進のための国の機関に関する原則（パリ原則）が考慮されているか、特にその機関の独立性、自律性、そして人的および財政的資源に関して説明してください。

（翻訳・佐藤久夫、岡本 明）